



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

労働条件の明示に係る雇用保険上の取扱いについて

平成25年4月1日より、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」については、書面の交付により明示しなければならないこととされています。

従前の雇用保険上（離職票）の手続きにおいては、「労働契約の更新の有・無に関する事項」が口頭のみで決定されている場合であっても、事業主と労働者が合意して決定されているものについては認めていましたが、**今般の改正に伴い雇用保険上の手続きにおいては、下記のとおり取扱うこととなりました。**

この取扱いにより、有期契約労働者が契約期間満了により離職した際の雇用保険上の離職理由が、**「会社都合による離職」又は「自己都合による離職」と判定される場合があります、「事業主が受給する雇用関係助成金の支給・不支給に影響する場合」や「労働者が受給する失業給付金の給付制限等に影響する場合」**があります。

《有期契約労働者について、労働契約締結時に「労働契約の更新の有・無に関する事項」が書面により明示されていない場合、離職票の「離職理由欄」の記載は次のとおりとなります。》

1 「契約を更新又は延長することの確約・合意の有・無」について

→ 労働契約締結時に事業主と労働者の間で更新又は延長することが口頭により決定されていたとしても、書面により明示されていない場合、雇用保険上の手続きにおいては、**「契約を更新又は延長することの確約・合意は無し」として取扱うこととなります。**

2 「更新又は延長しない旨の明示の有・無」について

→ 労働契約締結時に事業主と労働者の間で更新又は延長しないことが口頭により決定されていたとしても、書面により明示されていない場合、雇用保険上の手続きにおいては、**「更新又は延長しない旨の明示は無し」として取扱うこととなります。**

3 「直前の契約更新時に雇止め通知の有・無」について

→ 労働契約締結時に事業主と労働者の間で更新又は延長しないことが口頭により決定されていたとしても、書面により明示されていない場合、雇用保険上の手続きにおいては、**「直前の契約更新時に雇止め通知は無し」として取扱うこととなります。**

なお、定年後の継続雇用が有期契約によって行われ、改正高齢法の経過措置による労使協定により定めた基準によって離職する場合については、**「直前の契約更新時に雇止め通知は有り」として取扱うこととなります。**

【注意事項】

労働契約締結時に「労働契約の更新の有・無に関する事項」について、口頭のみで決定され、書面による明示が行われていない場合、雇用保険上の手続きでは当該決定事項は確認できないものとして取扱うこととなります。

労働契約の締結時に明示しなければならない事項

①契約期間の明示

- ・期間の定めなし
- ・期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）

②更新の基準の明示

具体的な内容については、下記の例を参考にしてください。

- ・自動的に更新する
- ・更新する場合があります
- ・契約の更新はしない など

③更新の基準の明示

具体的な内容については、下記の例を参考にしてください。

- ・契約期間満了時の業務量により判断する
- ・労働者の勤務成績、態度により判断する
- ・労働者の能力により判断する
- ・会社の経営状況により判断する
- ・従事している業務の進捗状況により判断する など

参考

労働条件通知書

平成 年 月 日

殿

事業所 所在地

名称

使用者 職氏名

印

雇用期間

1. 期間の定めなし
2. 期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）
3. 期間の定めがある場合、更新については次により判断する。
①雇用期間満了時の業務量 ②会社の経営状況 ③貴方の能力・勤務成績・勤務態度
4. 期間満了をもって雇用を終了し、その後の更新はしない。

就業の場所

仕事の内容

※ 今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。